













28	R5. 1. 6	R5. 1. 16	○（荒川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和56年2月12日第33号）の平面図	4	1														住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
29	R5. 1. 10	R5. 1. 16	○（新宿区○丁目○番○号）に係る 1 消防用設備等設置届出書（昭和63年2月13日第2197号）一式 2 消防用設備等着工届出書（昭和62年7月6日第3022号）一式	23	1														設計者氏名、消防設備氏名及び住所等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 届出者及び承認者等の印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。 住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
30	R5. 1. 12	R5. 1. 16	○（千代田区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（平成2年2月20日第187号）	11	1															東京消防庁 予防部予防課
31	R4. 12. 1	R5. 1. 17	火災調査書類（令和4年9月28日4立予第566号）のうち、以下の書類 1 火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2） 2 出火原因判定書（別記様式第16号及び別記様式第26号） 3 現場見分調査書（1）の文書ページ（別記様式第18号及び別記様式第26号）	10	1														（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）公にすることにより、関係機関の業務に影響を与え、当庁と当該機関との信頼関係が損なわれ、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため。	東京消防庁 予防部調査課

32	R5. 1. 12	R5. 1. 18	○（港区○丁目○番○号）に係る電気設備設置（変更）届出書（平成4年3月31日第3097号）	118	1																			東京消防庁 予防部予防課
33	R5. 1. 12	R5. 1. 18	○（杉並区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成3年3月8日杉予第2100号）のかがみ、平面図、立面図及び矩計図	17	1																			東京消防庁 予防部予防課
34	R4. 12. 7	R5. 1. 18	1 ○（東京都新宿区○丁目○番○号）に係る以下の公文書 (1) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和元年10月17日31新予（報）第151号） (2) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年12月21日3新予（報）第202号） (3) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年2月24日3新予（報）第2331号） 2 ○（東京都文京区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和2年7月30日2郷予（報）第417号）	94								1												東京消防庁 予防部査察課
35	R4. 12. 7	R5. 1. 18	○（東京都文京区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和2年12月3日2郷根（報）第58号）										1											東京消防庁 予防部査察課
36	R4. 11. 21	R5. 1. 20	流出事故調査に係る流出事故調査書（令和4年11月15日4赤予第558号）											1										東京消防庁 予防部危険物課
37	R4. 12. 25	R5. 1. 20	○（文京区○丁目○番○号）に係る 1 事前相談・中間検査等結果報告書（令和4年1月24日） 2 事前相談・中間検査等結果報告書（令和4年10月25日）	54																				東京消防庁 予防部予防課

（7条2項）氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるものであるため。  
（7条4項）公にすることにより、犯罪の実行を容易にするなど、安全を脅かすおそれがあると認められるため

当該公文書は保存期間を経過し廃棄済みであり、実施機関では存在しない。

本件対象公文書を公にすることにより、犯罪の予防及びその他公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、東京都情報公開条例第7条第4号に該当するため。

送受信者氏名、係員等印影及びメールアドレス等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。  
共同住宅の共用部及び住宅部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、施設利用者等の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。







53	R5. 1. 23	R5. 1. 26	<p>1 ○（新宿区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（平成29年7月20日（使）第63号）のかがみ及び防火対象物概要表</p> <p>2 ○（新宿区○丁目○番○号）に係る</p> <p>(1) 防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和50年10月14日第429号）のかがみ</p> <p>(2) 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（平成20年1月31日第19-112号）のかがみ及び試験結果報告書</p> <p>(3) 工事整備対象設備等着工届出書（平成28年8月26日（着）第88号）のかがみ及び防火対象物概要表</p>	7	1																				東京消防庁 予防部予防課	
54	R5. 1. 20	R5. 1. 27	尾久消防署尾竹橋出張所（4）太陽光発電設備その他改修工事ほか1件の特記仕様書及び共通費算定書	66	1																				東京消防庁 総務部施設課	
55	R4. 12. 7	R5. 1. 27	<p>火災調査書類（令和2年3月9日31杉馬（調）第7号）のうち、以下の書類</p> <p>1 火災調査書（様式第15号及び様式第15号の2）</p> <p>2 現場見分調査（様式第18号及び様式第26号）</p> <p>3 現場質問調査【作成年月日：令和2年2月9日】（様式第19号）</p> <p>4 現場質問調査【作成年月日：令和2年2月19日】（様式第19号）</p> <p>5 火災損害状況調査（様式第7号）</p> <p>6 死傷者調査書（様式第25号）</p>	13	1					1														<p>（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。</p> <p>（6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	東京消防庁 予防部調査課	
56	R5. 1. 20	R5. 1. 27	○（東京都町田市○）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和3年6月11日3町予（報）第725号）のうち、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（別記様式第2）	1	1																				東京消防庁 予防部査察課	
57	R5. 1. 23	R5. 1. 27	○（東京都新宿区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年9月1日4新予（報）第1102号）	15	1																				東京消防庁 予防部査察課	
58	R5. 1. 18	R5. 1. 30	○（港区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届（昭和62年7月16日第470号）の配管系統図及び平面図	24	1																	1			<p>共同住宅の共用部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。</p>	東京消防庁 予防部予防課

59	R5. 1. 20	R5. 1. 30	○（杉並区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（平成27年11月24日第27号）のかがみ、平面図及び天井伏せ図	3	1														平面図の一部は、公にすることにより建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
60	R5. 1. 20	R5. 1. 30	○（墨田区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成5年4月19日第254号）	9	1						1								住宅部分及び収容人員等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅及び住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
61	R5. 1. 24	R5. 1. 30	○（東京都台東区○丁目○番○号）に係る立入検査結果通知書（令和2年9月11日交付、実施部分「○」）	2	1															東京消防庁 予防部査察課
62	R5. 1. 27	R5. 1. 30	○（東京都文京区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年10月18日4小予（報）第84号）	18	1															東京消防庁 予防部査察課
63	R4. 12. 25	R5. 1. 31	○（文京区○丁目○番○号）に係る 1 建築同意書類調査書（同意、昭和52年12月8日（同）第237号） 2 建築同意書類調査書（同意、昭和53年2月25日（同）第40号） 3 防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和54年5月21日第277号）	150	1						1								代理者氏名及び決定関与者印影等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 居室番号等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益侵害を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 劇場及び共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入による犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
64	R4. 12. 25	R5. 1. 31	○（文京区○丁目○番○号）に係る耐震補強について、消防署が協議した議事録															1	消防署において作成等の事実がなく、存在しない。	東京消防庁 予防部予防課